令和３年（２０２１年）５月４日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会構成機関・団体の長　様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づく営業時間短縮等の要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症について、本県でも感染拡大が継続しており、特に有明保健所管内（荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町）では感染者数が高止まりしています。

福岡県が国へまん延防止等重点措置の適用を要請するとともに、５月３日に、福岡市及び久留米市の飲食店には午後８時までの、大牟田市を含むその他の地域の飲食店には午後９時までの、営業時間短縮を要請したところです。

これらの福岡県の対策を踏まえ、大牟田市の飲食店の営業時間短縮に伴う有明保健所管内への人流の増加を防ぎ、更なる感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第２４条第９項の規定に基づき、下記のとおり営業時間短縮及び外出自粛の要請を行いましたので、お知らせします。

つきましては、貴所属会員・団体等へ周知するなど、要請の効果が最大化されるよう御対応いただきますようお願いします。

記

１　営業時間短縮の要請

・対象：荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町の全域の酒類を提供する飲食店の営業時間を午後９時までに短縮すること。（酒類のオーダーストップは午後８時３０分まで）

・期間：５月６日（木）午後９時から５月２０日（木）午前５時まで

２　外出自粛の要請

・荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町の住民は、不要不急の外出（※）を自粛すること。特に、午後９時以降の外出自粛を徹底すること。

※…医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

（添付資料）

・第２６回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

・熊本県公報（令和３年（２０２１年）５月４日付け号外第２３号）

＜お問合せ先＞
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
担当：中満、浦江、小堀
直通：096-333-2239（内線 5947、5948）